



消費税インボイス制度、ご存じですか

2023年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。インボイス制度によって事業者が影響を受けることはあるのでしょうか。制度の基本的な仕組みや内容を解説します。

参考資料・出典：国税庁HP、「インボイス制度早わかりセミナー」資料

インボイス制度とは

インボイス制度とは

適格請求書（インボイス）の記載事項とその例

請求書

⑥

(株)○○○○ 御中

¥

20xx年10月分

①

◇◇◇(株)

T9876543210

日 時	品 名	金 額
② 10月 1 日	豚肉 ※	6,000円
10月 5 日	牛乳 ※ ③	2,620円
...		...
10月25日	ビール	8,320円
	※軽減税率対象 合計	98,200円
	うち消費税	8,200円

④

(10%対象 50,000円 消費税 5,000円)

⑤

(8 % 対象 40,000円 消費税 3,200円)

- 【記載事項】下線部が追加事項

①適格請求書発行事業者の氏名または名称及び
登録番号

②取引年月日

③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜または税込) 及び適用税率

⑤税率ごとに区分した消費税額等

⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称
※小売業、飲食業、タクシー業など不特定多数の者
に対して販売等を行う場合は、適格簡易請求書を
交付することができ、⑥の記載は不要です。